

農林水産省補助事業

インド食品安全基準（包装）規則 2018 （仮訳）

2021年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

本仮訳は、2018年12月24日に公表された「インド食品安全基準（包装）規則 2018」（2020年1月1日施行）をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

The Food Safety and Standards (Packaging) Regulations, 2018 (notification number F.No. 1-95/Stds/Packaging/SP(L&C/A)/FSSAI-2017)

https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Gazette_Notification_Packaging_03_01_2019.pdf

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品市場開拓課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/india_packaging2018)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：インド食品安全基準（包装）規則2018（仮訳）】



イ ン ド 官 報

号外

パートIII-セクション4

当局により発行

No. 535]

ニューデリー、2018年12月24日月曜日/PAUSHA 3、1940

保健家族福祉省

(インド食品安全基準局)

通知

ニューデリー、2018年12月24日

F.No. 1-95/Std/Packaging/SP(L&C/A)/FSSAI-2017.—特定の規制の草案、すなわち2018年3月19日付けの2018年食品安全基準（包装）規則・通知番号F.No. 1-95/Std/Packaging/SP(L&C/A)/FSSAI-2017は、インド官報号外パートIIIセクション4において、2006年食品安全基準法（2006年の34）のセクション92のサブセクション（1）の下で必要に応じて公開されており、当該通知を含む官報の写しの一般公開日から30日の期間が満了する前に、その影響を受ける可能性のある者からの異議および提案を受け入れている。

また一方で、インド食品安全基準局は2011年食品安全基準（包装および表示）規則を作成したが、現時点で、食品局は本規則を以下2つの規則に分割することを決定している。

(i) 2018年食品安全基準（包装）規則、および

(ii) 2018年食品安全基準（ラベル表示および表示）規則

かつ、これに応じて前述の規則草案を公表した。

また一方で、前述の官報の写しが2018年4月2日に一般に公開された。

また一方で、上記の規制草案に関して寄せられた異議や提案は、インド食品安全基準局によって検討されている。

したがって、セクション92のサブセクション（2）の（k）項（2006年の食品安全基準法（2006年の34）のセクション23を参照）によって付与された権限の行使において、および包装規則に関連する限り、かかる置き換えの前に行われたか省略された事柄を除き、2011年食品安全基準（包装および表示）規則による置き換えにおいて、インド食品安全基準局はここに以下の規制を作成する。

規則

1. 略称と開始

(1) 本規則は、2018年食品安全基準（包装）規則と呼ばれる場合がある。

(2) 本規則は官報に掲載された日に発効し、食品事業者は、2019年7月1日までに本規則のすべての規定を順守するものとする。

2. 定義

(1) 文脈上別段の必要がない限り、本規則では以下のように定める。

(a) 「法律」とは、2006年食品安全基準法（2006年法律34）を意味する。

(b) 「食品グレード」とは、安全かつ意図された用途に適した物質で作られた材料であって、人の健康を危険にさらしたり、食品の組成や感覚刺激特性に許容できない変化をもたらしたりしないものを意味する。

(c) 「多層／複合食品包装」とは、本規則の下で指定された同じまたは異なる種類の包装材料の、2つ以上の層から成る食品包装材料を意味する。

- (d) 「**総移行限度**」とは、材料または物品から食品類似物に放出される不揮発性物質の最大許容量を意味する。
- (e) 「**パッケージまたは容器**」とは、パッケージ済みの箱、ボトル、キャスケット、缶、樽、ケース、パウチ、レセプタクル、袋、バッグ、包装紙、または食品がパッケージされているその他のものを意味する。
- (f) 「**包装材料**」とは、食品の包装に使用されるボール紙、紙、ガラス、金属、プラスチック、多層包装材料などの材料を意味する。
- (g) 「**一次食品包装**」とは、食品に直接接触する包装材料を意味する。
- (h) 「**二次食品包装**」とは、一次食品包装を包みこみ、食品と直接接触しない包装材料を意味する。
- (i) 「**特定移行限度**」とは、材料または物品から食品または食品類似物に放出される特定の物質の最大許容量を意味する。

(2) 本書で使用され、定義されていないが、法律、法律の下で作成された規則または規制で定義されているその他のすべての単語および表現は、それぞれ、法律、規則または規制でそれらに割り当てられた意味を持つものとする。

3. 一般要件

(1) すべての食品事業者は、使用する包装材料が本規則に準拠していることを確保する必要がある。

インド基準が利用できない場合は、関連する国際基準に準拠することができる。

(2) 食品と直接接触するか、食品の包装、前処理、保管、ラッピング、輸送、販売または提供のために使用される食品と接触する可能性のある材料は、食品グレードの品質のものでなければならない。

(3) 包装材料は、製品の種類、保管に関して定められる条件、食品の充填・密封・包装のための機器に加え、輸送条件にも適したものとする。

(4) 包装材料は、通常の輸送中に発生する機械的、化学的、または熱的ストレスに耐えられるものでなければならない。柔軟な容器または半硬質の容器の場合、オーバーラップ包装が必要になる場合がある。

(5) 食品は、清潔かつ衛生的で、不正開封防止が施されたパッケージまたは容器で包装されるものとする。

(6) シーリング材は、製品および容器、ならびに容器に使用される密封システムと互換性がなければならない。

(7) 一度使用したスズ容器は、食品の包装に再利用してはならない。

(8) 容量5リットル以上のプラスチック容器とガラス瓶で、食品の包装に再利用されるものは、

適切な耐久性があり、洗浄または消毒が容易でなければならない。

- (9) 食品パッケージに使用する印刷インクは、IS 15495に準拠している必要がある。
- (10) 包装材料の印刷面が食品に直接接触してはならない。
- (11) 新聞またはそのような素材を、食品の保管およびラッピングに使用してはならない。
- (12) 多層包装の場合、食品と直接接触するかその可能性のある層は、本規則の付属書I、II、IIIで指定される包装材料の要件を満たすものとする。
- (13) 本規則の付属書I、II、IIIに記載されている材料は、食品の品質と安全性を損なわないよう、包装材料としての用途に適合しているものとする。
- (14) すべての食品事業者は、食品と直接接触する包装材料、または使用される食品と接触する可能性のある層について、本規則に関してNABL認定試験所が発行する適合証明書を取得するものとする。

4. 一次食品包装の特定要件 –

(1) 食品と接触することを意図した紙および板紙材料

- (a) 紙および板紙材料は、均一な構造、厚さ、物質でなければならない。
- (b) 視認できるしみ、油じみ、切り傷、ピンホール、その他の傷があってはならない。
- (c) 箱、カートン、皿、カップ、紙の蓋、または食品と直接接触することを意図した紙の製造に使用される紙は、食品グレードであり汚染物質を含まないものでなければならない。
- (d) 食品を梱包または保管するための容器の製造に使用される紙および板紙材料は、**付属書-I**に規定されるインド基準の仕様のいずれかに準拠するものとする。

(2) 食品と接触することを意図したガラス容器

- (a) 可能な限り表面の水ぶくれ、カビ跡、ストーン、欠損がなく、可能な限り表面のすじ、粒、その他の目に見える欠陥がないものとする。
- (b) ひび、ピンホール、尖ったふちのない、滑らかな表面でなければならない。
- (c) 封印面には、ヘアラインクラック（細かいひび）や目立つ継ぎ目があってはならない。

(3) 食品と接触することを意図した金属および金属合金

- (a) 以下の材料または金属で作られた器具または容器は、食品の調理、包装、保管に使用される場合、人による消費に適さないものとみなされる。
 - (i) さびが出た容器
 - (ii) 欠けやさびがあるエナメル容器

(iii)適切にスズメッキされていない銅または真ちゅう製の容器

(b) 食品の包装または保管には、該当する場合、適切なグレードの金属および金属合金を使用するものとする。

(c) 食品を梱包または保管するための容器の製造に使用される金属および金属合金は、付属書－IIに規定されるインド基準の仕様のいずれかに準拠するものとする。

(4) 食品と接触することを意図したプラスチック材料

(a) 食品を梱包または保管するための容器の製造に使用されるプラスチック材料は、付属書－IIIに規定されるインド基準の仕様のいずれかに準拠するものとする。

ただし、飲料水（容器入りウォーターとミネラルウォーターの両方）は、以下の材料で作られた、無色透明な不正開封防止付きのボトルまたは容器に入れるものとする。IS 10146に準拠したポリエチレン（PE）、またはIS 10151に準拠したポリ塩化ビニル（PVC）またはIS 12252に準拠したポリアルキレンテレフタレート（PETおよびPBT）、またはIS 10910に準拠したポリプロピレン（PP）、またはIS 14971に準拠した食品グレードのポリカーボネート、またはIS 10142に準拠したポリスチレン、または滅菌ガラス瓶のみ。容器の透明度は、光透過率で85%以上でなければならない。

また、インド基準IS 9833で指定されているすべての顔料または着色剤は、ミネラルウォーターおよび容器入り飲料水の包装に使用される、ポリカーボネートおよびポリエチレンテレフタレート（PET）製の5リットル以上のプラスチック容器に使用することができる。かかる容器の透明度は、光透過率で85%以上でなければならない。

(b) プラスチック由来のすべての包装材料は、IS 9845に従って検査を行った際に、視認できる色移りがなく、規定された総移行限度である60mg/kgまたは10mg/dm²に合格する必要がある。

(c) プラスチック材料および物品は、表1に記載されている特定移行限度を上回る量の物質を放出してはならない。

(d) 食品および飲料水に接触するプラスチックで使用される顔料または着色剤は、IS 9833に準拠するものとする。

(e) 持ち運び用バッグを含む再生プラスチック製の製品は、食品の包装、保管、運搬、または配布に使用してはならない。

表1

食品と接触することを意図したプラスチック材料からの物質の特定移行限度の要件

SI.番号	物質	最大移行限度 (mg/Kg)
1.	バリウム	1.0
2.	コバルト	0.05
3.	銅	5.0
4.	鉄	48.0
5.	リチウム	0.6
6.	マンガン	0.6
7.	亜鉛	25.0

5. 指定されたカテゴリーに該当する食品の包装に使用される可能性のある包装材料候補のリストは、**付属書－IV**に掲載されている。

ただしこれは、指定された基準に準拠するその他の包装材料の使用を制限しない参考リストである。

付属書－I

食品と接触することを意図した紙および板紙材料

SI.番号	基準の一覧
1.	耐油紙－IS 6622
2.	硫酸紙または耐油紙またはアルミホイルラミネート－IS 7161
3.	包装用アルミホイルラミネート－IS 8970
4.	汎用の梱包紙またはラッピング紙－IS 6615
5.	折りたたみ板紙、コーティングなし－IS 1776
6.	段ボール紙－仕様（パート1）－IS 2771

注記：紙または板紙のコーティングに使用するワックスは、IS 4654のタイプIに準拠したパラフィンワックスとする。

付属書－II

食品と接触することを意図した金属および金属合金

SI.番号	基準の一覧
1.	冷間還元電解ブリキ板－IS 1993／ISO 11949
2.	冷間還元電解クロムまたは酸化クロム－被覆鋼－IS 12591／ISO 11950
3.	一般エンジニアリング用の鍛造アルミニウムおよびアルミニウム合金シートおよびストリップ－IS 737
4.	食品包装用のアルミニウムおよびアルミニウム合金ベアフォイル－IS 15392
5.	王冠型蓋の仕様－IS 1994
6.	食品および飲料用の丸型オープントップサニタリー缶の仕様－IS 9396（パート1）
7.	食品および飲料用の丸型オープントップサニタリー缶の仕様－IS 9396（パート2）

付属書－III

食品と接触することを意図したプラスチック材料

SI.番号	基準の一覧
1.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのポリエチレンの仕様－IS 10146
2.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのポリスチレンの仕様－IS 10142
3.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのポリ塩化ビニル（PVC）とその共重合体の仕様－IS 10151
4.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのポリプロピレンとその共重合体の仕様－IS 10910
5.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのアイオノマー樹脂の仕様－IS 11434
6.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのエチレンアクリル酸（EAA）共重合体の仕様－IS 11704
7.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのポリアルキレンテレフタレート（PETおよびPBT）の仕様－IS 12252
8.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのナイロン6ポリマーの仕様－IS 12247
9.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのエチレン酢酸ビニル（EVA）共重合体の仕様－IS 13601
10.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのエチレンメタアクリル酸（EMAA）共重合体および三元重合体の仕様－IS 13576
11.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのポリカーボネート樹脂の仕様－IS 14971
12.	食用油、ギー、バナस्पティの包装用の柔軟な包装材料の仕様－IS 14636
13.	成形および押出成形用のポリアルキレンテレフタレート（PETおよびPBT）の仕様－IS 13193
14.	ポリエチレンフィルムおよびシートの仕様－IS 2508
15.	直鎖状低密度ポリエチレン（LLDPE）フィルムの仕様－IS 14500
16.	成形および押出成形用の高密度ポリエチレン材料の仕様－IS 7328
17.	食品、医薬品、飲料水と接触した状態で安全に使用するためのメラミン・ホルムアルデヒド樹脂の仕様－IS 14999
18.	低密度ポリエチレンフィルム－IS 2508
19.	ブロー成形ポリオレフィン容器－パート2：5リットル超、60リットル以下の容量－IS 7408
20.	ストレッチクリングフィルム－IS 14995

付属書－IV

包装材料の参考リスト

SI.番号	製品カテゴリー	梱包材の種類
1.	牛乳および乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 金属キャップまたはプラスチック（ポリプロピレン（PP）または高密度ポリエチレン（HDPE））キャップ付きのガラス瓶。 ● プラスチック（ポリプロピレン（PP）または高密度ポリエチレン（HDPE））キャップ付きのPET製の硬質プラスチック容器。

		<ul style="list-style-type: none"> • 高密度ポリエチレン (HDPE) またはポリプロピレン (PP) またはポリスチレン (PS) と、プラスチック (PPまたは高密度ポリエチレン (HDPE)) キャップから成る硬質プラスチック容器。 • ポリエチレン (PE) またはポリプロピレン (PP) ベースの共押出多層材料製の柔軟なプラスチックパウチ。 • 無菌かつ柔軟な包装材料 (板紙またはアルミホイルまたはポリエチレン) ベースの多層構造。 • スズ板容器。 • アルミホイルベースのラミネート構造製の、ライナーが付いた紙ベースの裏地付きカートン。 • プラスチックベースのポリプロピレン (PP) またはポリスチレン (PS) カップ、紙または剥離式の蓋付き。 • ワックスコート紙のバター包装紙。 • バター紙で包まれたバターが内部に入る、紙と板紙ベースの折りたたみ式カートン。 • プラスチックポリプロピレン (PP) のキャップまたは金属またはプラスチックの蓋が付いた金属容器。 • プラスチック製蓋付きのプラスチック製ペット容器。 • 紙またはピールオフ蓋付きの熱成型カップまたはトレイ。 • 紙と板紙の組み立て式ボックス (ラミネート加工の有無を問わない) - 内部にプラスチックフィルム。 • 紙と板紙の組み立て式ボックス (内部の耐油紙の有無を問わない) 。 • プラスチックベースの多層フレキシブルラミネートの熱密封パウチ。 • 陶器鍋または土鍋。 • アルミホイルまたはポリエチレン (PE) ベースの蓋付きの熱成形プラスチック容器 (ブリスターパック)
2.	脂肪、油、脂肪エマルジョン	<ul style="list-style-type: none"> • スズ板容器。 • 金属キャップまたはプラスチックポリプロピレン (PP) または高密度ポリエチレン (HDPE) キャップ付きのガラス瓶。 • 高密度ポリエチレン (HDPE) 製のプラスチック硬質容器 (ジャー) 。 • プラスチックボトルまたはポリエチレンテレフタレ

		<p>ート (PET) のジャー、プラスチックキャップ付き。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多層ラミネートまたは共押出構造製のプラスチックパウチ。 • 無菌かつ柔軟な包装材料 (板紙またはアルミホイルまたはポリエチレン) ベースの多層構造。 • すき合わせ板紙ボックス内のプラスチックラミネートパウチ (バッグインボックス)。 • 熱成形プラスチックベースのジャー、プラスチックキャップ付き。 • アルミホイルベースのラミネート構造製の、ライナーが付いた紙ベースの裏地付きカートン。
3.	果物および野菜製品	<ul style="list-style-type: none"> • 金属キャップまたはプラスチック (ポリプロピレン (PP) または高密度ポリエチレン (HDPE)) キャップ付きのガラス瓶。 • イージーオープンエンドのアルミ缶。 • スズ板容器。 • 無菌かつ柔軟な包装材料 (板紙またはアルミホイルまたはポリエチレン) ベースの多層構造。 • 高密度ポリエチレン (HDPE) または共押出構造のいずれかで作られたプラスチック硬質容器 (ジャー)、プラスチック (ポリプロピレン (PP)) または高密度ポリエチレン (HDPE) キャップ付き。 • プラスチック製注ぎ口付きの、プラスチックベースの構造で作られたスタンドアップパウチ。 • ポリエチレン (PE) またはラミネート構造のいずれかで作られた柔軟なプラスチックパウチ。 • アルミホイルまたはポリエチレン (PE) ベースの蓋付きの熱成形プラスチック容器 (プリスターパック)。 • 金属キャップ付きのプラスチックジャー (共押出)。 • オーバーラップ付きのプラスチックトレイ。 • ポリエチレンテレフタレート (PET) またはポリプロピレン (PP) またはポリ塩化ビニル (PVC) パネット
4.	スイーツおよび菓子	<ul style="list-style-type: none"> • プラスチックポリプロピレン (PP) キャップまたは金属またはプラスチック蓋付きの金属容器 プラスチックベースの多層ラミネート熱密封パウチ。 • 板紙またはアルミホイルまたはプラスチックベースフィルムで作られた複合容器、プラスチックまたは

		<p>金属の蓋付き。</p> <ul style="list-style-type: none"> • プラスチックベースの硬質容器。 • ホイルラップ。 • プラスチックフィルムベースのツイストラップ（ポリエチレンテレフタレート（PET）またはポリプロピレン（PP）またはポリ塩化ビニル（PVC））。 • 蓋付きの熱成形トレイおよびパネット。 • 金属またはプラスチック製キャップ付きガラス瓶。 • フィルム蓋付きプラスチックカップ。
5.	シリアルおよびシリアル製品	<ul style="list-style-type: none"> • スズ容器。 • 金属容器内に入ったアルミホイルベースのラミネートパウチ。 • ワックスコート紙製の包み紙。 • 3層ラミネート構造の包み紙。 • プラスチックベースの多層ラミネートのパウチ（熱密封）。 • プラスチック蓋付きのプラスチックベースの熱成形容器。 • 多層ラミネート構造製の、ライナーが付いた裏地付きカートン。 • プラスチックベースの多層ラミネート構造のジッパーパウチ。 • プラスチック製の蓋またはオーバーラップ付きの熱成形トレイ。 • 金属キャップ付きガラス瓶。 • ポリエチレンテレフタレート（PET）またはプラスチックベースの硬質容器、金属またはプラスチック（ポリプロピレン（PP）または高密度ポリエチレン（HDPE））のキャップ付き • プラスチックフィルムまたは共押出フィルムまたはポリプロピレン（PP）またはポリエチレン（PE）
6.	肉および肉製品または家きん製品	<ul style="list-style-type: none"> • プラスチック（ポリプロピレン（PP）または高密度ポリエチレン（HDPE））キャップ付きのガラス瓶。 • 金属蓋付きの金属容器（ラッカー塗装のスズ容器）。 • 紙と板紙のカートン内のプラスチックベースの柔軟なパウチ。 • プラスチックベースの多層フレキシブルラミネートの

		<p>熱密封パウチ。</p> <ul style="list-style-type: none"> • オーバーラップ付きのプラスチックトレイ。 • アルミホイルラップ。 • ポリエチレンテレフタレート（PET）のパネットまたは容器、プラスチックキャップ付き
7.	魚および魚製品または水産物	<ul style="list-style-type: none"> • プラスチック（PPまたは高密度ポリエチレン（HDPE））キャップ付きのガラス瓶。 • 金属蓋付きの金属容器（ラッカー塗装のスズ容器）。 • ポリエチレンテレフタレート（PET）のパネットまたは容器、プラスチックキャップ付き。 • プラスチックベースの多層フレキシブルラミネートの熱密封パウチ。 • オーバーラップ付きのプラスチックトレイ。
8.	ハチミツを含む甘味料	<ul style="list-style-type: none"> • 金属キャップまたはプラスチック（ポリプロピレン（PP）または高密度ポリエチレン（HDPE））キャップ付きのガラス瓶。 • プラスチックベースの熱成形容器。 • ホイルまたはポリエチレン蓋付きブリスターパック。 • ポリエチレンテレフタレート（PET）の容器、プラスチックキャップ付き。 • プラスチックラミネートチューブ。
9.	塩、香辛料、調味料および関連製品	<ul style="list-style-type: none"> • 金属蓋またはプラスチック（ポリプロピレン（PP）または高密度ポリエチレン（HDPE））キャップ付きのガラス瓶。 • プラスチックキャップ付きのプラスチックベースの硬質容器（ポリエチレンテレフタレート（PET）および高密度ポリエチレン（HDPE）容器）。 • 紙と板紙、またはアルミホイルまたはプラスチックフィルムベースの複合容器。 • プラスチックベースの柔軟なラミネート構造（熱密封）パウチが内部に配置された折りたたみ式カートン。 • プラスチックベースの多層層状ラミネートのパウチ（熱密封）。
10.	飲料（乳製品および果物・野菜ベース以外）	<ul style="list-style-type: none"> • プラスチック（ポリプロピレン（PP）または高密度ポリエチレン（HDPE））またはアルミニウムのキャップが付いた、ポリエチレンテレフタレート（PET）またはポリカーボネート（PC）のいずれかで作られたプラスチックボトル。

		<ul style="list-style-type: none"> • ポリエチレン (PE) 製の熱密封プラスチックパウチ。 • 金属またはプラスチック製キャップ付きガラス瓶。 • 段ボール箱に入ったポリエチレン (PE) 製のプラスチックパウチ。 • イージーオープンエンドのアルミ缶。 • スズ板容器。 • ラミネート構造のプラスチックパウチ。 • 無菌かつ柔軟な包装材料 (板紙またはアルミホイルまたはポリエチレン) ベースの多層構造。 • プラスチックベースの多層構造の熱密封パウチ。 • プラスチックベースの多層構造の熱密封ジッパー式パウチ、またはスタンドアップパウチ。 • プラスチックまたはポリプロピレン (PP) キャップか金属またはプラスチックの蓋が付いた金属容器、プラスチックキャップ (ポリプロピレン (PP) キャップ) 付きの硬質プラスチック容器。 • 木製の樽 (ワイン用)。
--	--	---

PAWAN AGARWAL、最高経営責任者

[ADVT.-III/4/Exty./456/18]

Government of India Press印刷局 (Ring Road, Mayapuri, New Delhi-110064) によりアップロード、
Controller of Publications (Delhi-110054) により発行。

**ALOK
KUMAR** ALOK KUMARによるデジタル署名の日付: 2019年1月1日 15:43:22 +05'30'

インド食品安全基準（包装）規則2018（仮訳）
2021年8月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転